

出水ラムサールブランドPRロゴの使用（非商用目的）に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、出水ラムサールブランドPRロゴの使用に関する取扱要綱（令和4年出水市告示第120号。以下「取扱要綱」という。）第17条の規定に基づき、出水ラムサールブランドPRロゴ（以下「PRロゴ」という。）の非商用目的（取扱要綱第4条に規定するもの以外のものをいう。以下同じ。）での使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の対象）

第2条 PRロゴの非商用目的での使用の対象は、出水ツルの越冬地のラムサール条約湿地登録や出水市のラムサール条約湿地自治体認証のPRにつながる内容のものとする。

（使用の届出）

第3条 PRロゴを非商用目的で使用しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市又は市の機関が使用する場合
- (3) 市が構成員となる協議会、実行委員会等が使用する場合

2 前項の届出は、出水ラムサールブランドPRロゴ非商用目的使用届出書（第1号様式。第8条において「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等
- (2) その他市長が必要と認める書類

（使用の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、PRロゴの非商用目的での使用はできないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 市の信用を失墜させ、若しくは品位を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 第三者の権利利益を害し、又はそのおそれがあるとき。

- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (7) PRロゴのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (8) 第7条に違反するものであるとき。
- (9) その他市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第5条 PRロゴの非商用目的での使用料は、無料とする。

（使用期間）

第6条 PRロゴの非商用目的での使用期間は、第3条の規定により届け出た期間とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第3条の規定によりPRロゴの非商用目的での使用を届け出た者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) PRロゴのデザインを変えたり、他のマーク等と組み合わせたりしないこと。
- (2) PRロゴの縦横の比率を変えないこと。
- (3) PRロゴのサイズの変更は可能であるが、最小サイズは、横15ミリメートルとする。
- (4) PRロゴは、指定色で使用する。
- (5) PRロゴのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 使用の承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (7) PRロゴを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 市長は、使用者にPRロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(変更の届出)

第8条 使用者は、届出書の記載事項について変更しようとする場合は、あらかじめ出水ラムサールブランドPRロゴ非商用目的使用変更届出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 変更する内容がわかる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、PRロゴの非商用目的での使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

（届出者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

出水ラムサールブランドPRロゴ非商用目的使用届出書

出水ラムサールブランドPRロゴを使用したいので、出水ラムサールブランドPRロゴの使用（非商用目的）に関する要領第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

使用対象物	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：
添付書類	<input type="checkbox"/> PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 PRロゴを使用しようとする案件の1件ごとに提出すること。

2 使用対象欄には、PRロゴを使用する対象物等の名称及び概要を記入すること。
（例）発行物の場合、発行部数や配布先等

3 使用期間欄の終了日が未定である場合は、開始日のみ記入すること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 出水市長

（届出者） 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

出水ラムサールブランドPRロゴ非商用目的使用変更届出書

出水ラムサールブランドPRロゴ非商用目的使用届出書の記載事項について、
次のとおり変更したいので、届け出ます。

使 用 対 象 物		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
その他参考となるべき 事 項		

添付書類 変更する内容がわかる資料